

## ■東洋大プレミアムサポートパック規約

東洋大プレミアムサポートパック（以下、P S P）は、以下に記述するサポートサービスに関する利用規約（以下、規約）に同意いただくことを条件としてパソコンサポート等サービス（以下、サービス）を提供するものといたします。

サービスをご利用される場合は、以下の規約に同意したものとみなします。

### 第1条（規約の適用）

東洋大学生協同組合（以下、生協）は、サービスを提供するにあたり、この規約に基づき実施するものとします。

### 第2条（規約の改訂）

1.生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本規約を変更・廃止することができます。

2.前項の場合、生協は、本規約の変更・廃止の内容、変更後の本規約の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

①店舗での掲示

②Web サイトへの掲示

### 第3条（契約の成立、料金、請求・支払方法）

1.本サービスの契約は、生協が付帯サービス付きの対象パソコン・セットまたは有償サービスの申込書を確認し、かつ付帯サービス付きの対象パソコン・セット、または有償サービスの購入料金の受領を確認した時点で成立するものとします。

2.生協は、前項に定める申込手続きにおいて記載漏れ、または虚偽の記載がなされていた等の瑕疵がある場合、または生協が当該手続きを不当と判断した場合には、付帯サービス付きの対象パソコン・セット及び有償サービスの申込を承諾しないことがあります。

3.有償サービスの料金は、生協が発行した商品利用案内で表記された料金とします。

4.付帯サービス付きの対象パソコン・セットの申込及び有償サービスの対価は、生協が本条第1項に定めた申込書の確認の上、本サービス利用者に請求するものとし、利用者は商品利用案内もしくは申込書に記載した方法で生協に支払うものとします。

### 第4条（サービスの有効期限）

1.利用者が購入した日から、4年後の3月31日までとします。

2.在校生が購入した場合は在学期間までとし、最大でも1.に記載の期間までとする。

### 第5条（サービスの提供条件）

1.生協の組合員であること。

2.生協が新学期教材として提案・斡旋したパソコンを購入し、PSP に申し込みをしていること。

- 3.対象となるパソコンが、メーカー保証や延長保証、及び動産保険の期間内であること。
- 4.生協で購入した製品（ソフトウェア、周辺機器等）で、開発元（メーカー）が動作保証していること。
- 5.パソコンが改造されておらず、標準構成であること。
- 6.サービスの適用地域は日本国内のみとします。

## 第6条 サービス内容

1. 以下のパソコンサポート(有料)が無料で利用できます。

・パソコン初期設定	通常料金 3,000 円
・OS リカバリ+パソコン初期設定	通常料金 10,000 円
・Windows アップデート	通常料金 3,000 円
・ソフトウェアインストール	通常料金 1,500 円
・学内ネットワーク設定サポート	通常料金 1,500 円

※商品代が発生する場合は別途いただきます。

2. QG ケア適用商品において、破損や水漏れ等によるトラブル修理の自己負担金 5,000 円が年1回まで免除となります。

修理費用が限度額を超える場合、その超過分はお支払いいただきます。

3. 以下の貸出サービスをご利用いただけます。

・外付け DVD ドライブ                      ・AC アダプタ                      ・パソコン用モバイルバッテリー

※原則翌営業日返却となります。

4. パソコン修理時お預かり時に、その場で修理期間中に使用いただける代替機をお貸出しいたします。お貸出した代替機は修理が完了したお客様のパソコンと引き換えでご返却となります。なお、貸出用代替機の在庫がない場合は工場からの貸出機手配となり、即日お貸出しできない場合がございます。

5. 4年間の LINE サポートをご利用いただけます。

## 第7条 本サービス内容からの除外事項

1. 対象製品で固有に指定した消耗部品(ACアダプタ・電源コード、各種メディア類等)
2. 対象製品内に保存されたデータ
3. 対象製品に接続された回線の故障に起因した装置の修復
4. 再販(リユース)・譲渡を目的とした整備・点検
5. その他、本サービスの適用が不可能な障害等

## 第 8 条 対応方法

お客様は対象製品に疑問点や障害が発生した場合、対象製品を生協に持ち込むものとし、生協は相談及び修理の要請に基づき可及的速やかに対応を行います。

## 第 9 条 本サービスの受付時間

本サービスの受付時間は各店舗サービスカウンターの営業時間内といたします。

## 第 10 条 (サービス作業規約)

- 1.一部のサービスは該当のパソコン及び必要なものを生協店舗に持ち込んでいただき、お預かりしたうえで作業を行います。
- 2.生協は、保存されているデータの保証・管理責任を負いません。あらかじめバックアップ等必要な対応をお願いします。生協は自ら定めた手順により作業を行うこととし、万が一保存されたデータに改変、消失、破損が発生しても、その責を負いません。
- 3.サービスの利用者から必要な情報の提供が受けられない場合、作業を行わない場合があります。

## 第 11 条 (解約)

生協は、組合員より解約の申し出があった場合、解約に応じます。但し、解約による料金の返却はいたしません。

## 第 12 条 (再委託)

生協は、本サービスに関する作業の一部あるいは全部を、生協の責任において第三者に再委託することができます。

但し、生協は、再委託先の行為について、連帯して責任を負うものとします。

## 第 13 条 (個人情報保護)

本サービスの申込に際し生協が取得した個人情報に関しては、生協の個人情報保護方針及び個人情報保護規則に則り生協が管理したうえで、ご提供いただく際にお知らせした利用目的の範囲内で利用します。

## 第 14 条 (免責事項)

1.いかなる場合においても生協は、生協の責に帰することのできない事由から生じた損害、生協の予見できない特別な事情から生じた損害、逸失利益の喪失及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。

2. 本サービスを原因とした不具合により、利用者が損害を被った場合には、生協は本約款第 3 条で規定した料金を限度額として賠償責任を負うものとします。

## 定型約款

### (適用範囲)

1. 約款は東洋大学生生活協同組合（以下当組合という）が実施する講座・セミナー（以下本講座という）に適用される契約条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等（以下申込書類という）の定めによるものとします。
- 2 本約款を適用する講座は、当組合の Web ページにて告知するものとします。
- 3 各講座に付随するオプション講座についても本約款を適用するものとします。

### (契約の成立)

2. 本講座の申込者（以下申込者という）は、本約款及び申込書類の内容を承諾の上、当組合に対して受講の申込を行い、当組合がこれを受諾した時点で受講契約が成立するものとします。

### (受講料の支払い)

3. 申込者は申込書類に記載された受講料、教材費等の費用（以下受講費用という）を、当組合が指定した方法により、当組合が指定した期日までに支払うものとします。支払いがなされない場合、当組合は契約を解除することができるものとします。

### (役務の提供)

4. 当組合は、申込者に対して申込書類に記載した役務を提供するものとします。

### (受講開始日)

5. 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず申込書類に記載された日付とします。

### (実施場所)

6. 本講座の実施場所は、申込書類で定めるものとします。

### (提供する役務の変更)

7. 当組合は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

### (受講期間・回数・形態)

8. 本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件（最少実施人数など）は、申込書類に記載するものとし、申込者は、申込書類に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

### (中途解約)

9. 本契約の成立後であっても、申込者は書面を提出することにより本契約を中途解約することができるものとします。
  - 2 申込者から前項の申し出があった場合、当組合は以下の定めによる受講費用の返還を行うものとします。

(1) 受講開始日前の場合

受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 申込書類で定める違約金

・パソコン講座 上限 6,000 円

・社会人基礎力養成講座 上限 5000 円

b) 使用済みの教材費

(2) 受講開始日以降の場合

受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

a) 実施済み講座回数×受講単価

b) 申込書類で定める初期費用

c) 使用済みの教材費

d) 解約手数料として、受講費用から a) b) c) を控除した残額の 20%相当額、  
または 50,000 円のいずれか低い金額

3 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。

4 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することは出来ないものとします。

(受講の権利)

10. 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。

2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず当組合に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

(個人情報保護)

11. 収集した申込者の個人情報は、当組合の個人情報保護方針

(<https://toyocoop.jp/guide/privacy.php>) に則り管理されるものとします。

(撮影・録音)

12. 当組合は、講座の撮影・録音を行うことができるものとします。

2 撮影・録音した画像・音声は講座事務局が管理し講座の品質向上及び普及広報のために使用できるものとします。

3 普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を停止することを申し出ることができるものとします。

(損害賠償)

13. 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等の損害については、原則として当組合は責任を負いません。但し、当組合の責めに帰すべき事由があった場合は、当該講座の受講料を限度としてこれを賠償します。

2 但し、当組合に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

(講座の閉鎖)

14. 当組合は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。

2 この場合、申込者は9-2項に準じた受講料の返還を受けることができます。その際、当組合は違約金及び解約手数料を収受することはありません。

(紛争の解決)

15. 本約款に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と当組合とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。
  - 2 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。
  - 3 万一、申込者と当組合とで争訟が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

(本約款の変更・廃止)

16. 当組合は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することがあります。
  - 2 前項の場合、当組合は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図るものとします。
    - (1) 店舗での掲示
    - (2) Web サイトへの掲示
    - (3) 申込者への告知
  - 3 本規約の変更・廃止は、当組合の理事会の議決によります。

(施行)

17. 本約款は2020年2月18日から施行します。
17. 本約款は2023年12月1日より一部変更します。